



平成 24 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 日比谷総合設備株式会社  
代表者名 代表取締役社長 野村 春紀  
(コード番号 1982 東証第一部)  
問合せ先 I R・広報室長 池辺 俊彰  
(TEL 03-3454-2720)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 47 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 社外取締役及び社外監査役が職務の遂行にあたり、その期待される役割を十分に発揮することができるよう、社外取締役及び社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を第 28 条及び第 36 条として新設するものであります。

なお、第 28 条の新設につきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。

- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 24 年 6 月 28 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 24 年 6 月 28 日 (予定)

以 上

(別紙)「2. 変更の内容」

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (新 設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条 } (条文省略) 第34条</p> <p>(新 設)</p> <p>第35条 } (条文省略) 第38条</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>) 第28条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条 } (現行どおり) 第35条</p> <p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>) 第36条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第37条 } (現行どおり) 第40条</p>

以 上